

道特別支援金 B

道内事業者の皆様へ
道特別支援金
時短・外出自粛等による影響緩和

概要

4月以降、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に伴う道の要請などにより、影響が及んでいる幅広い事業者に対する支援として、休業・時短等の協力支援金対象事業者以外で、国の月次支援金の対象とならない方々を対象に、経営持続化支援緊急特別対策事業による支援を継続することとし、この支援金に別区分の一時金を設け、給付します。

要件1

① 時短対象飲食店等 との取引がある事業者

※農漁業者、飲食料品、割り箸、おしぼり
など、飲食業に提供される財・サービスの
供給者

または

② 外出・往来自粛要請等 による影響を受けた事業者

※旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、理
美容関係、各種教室、商店、昼間営業の飲食
店など、人流減少の影響を受けた事業者

要件2

2021年4月～2021年7月のいずれかの月の売上が
対前年または前々年同期比で30%～50%未満減少

- ※ 売上を前年と比較できない新規開業の方々等への特例措置も実施
- ※ 仮に、まん延防止等重点措置等が延長された場合は、対象月の延長を予定

給付額

中小法人等 10万円
個人事業者等 5万円

申請受付期間

2021年7月2日～9月30日

お問い合わせ先

北海道特別支援金コールセンター TEL：011-351-4101

受付時間 8：45～17：30※平日のみ（7月は土日祝日も対応）

注1：要件1の①について、時短対象飲食店等（2021年4月から7月までの間に、北海道知事による時短・休業要請等の対象となった事業者）との直接・間接の取引がある事業者が対象です。

注2：要件1の②について、道内の外出・往来自粛要請等の影響により、人流が減少したことで売上が減少した事業者が対象です。

注3：道特別支援金Bは道特別支援金Aとの併給が可能です。

注4：2021年4月から7月までの休業・時短要請の対象である飲食店や1,000㎡を超える施設等は、時短等への協力や時短支援金の受給の有無にかかわらず、本支援金の対象外です。

注5：道特別支援金Bは国の月次支援金の受給者は申請出来ません。（重複受給は不可）

道特別支援金の対象イメージについて

★従来の「道特別支援金」は「道特別支援金A」とします

4月1日から受付を開始している「道特別支援金」は「道特別支援金A」とし、従来通り8月31日まで申請を受け付けます。

★「道特別支援金」に別区分の一時金（「道特別支援金B」）を設けます

4月以降、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に伴う道の要請などにより、影響が及んでいる幅広い事業者に対する支援として、休業・時短等の協力支援金や国の月次支援金の対象とならない方々（前年または前々年同期比30～50%未満減少）を対象に、「道特別支援金」に別区分の一時金（「道特別支援金B」）を設け、給付します。

| | 売上50%以上減少 | 売上30～50%未満減少 |
|-------------------|---|--|
| 令和2年度 11～3月の影響 | 【国の一時支援金】 法人上限60万円 個人上限30万円 受付終了 | 国の一時支援金の対象とならない方 (国に申請していない方を含む) 【道特別支援金A】 (従来の道特別支援金) 法人20万円 個人10万円 8月31日まで 受付中 |
| 令和3年度 4月以降の影響 | 【国の月次支援金】 法人上限20万円 個人上限10万円 6月16日から受付(4・5月分) 7月1日から受付(6月分) 8月1日から受付(7月分) 9月1日から受付(8月分) | 【道特別支援金B】 法人10万円 個人5万円 7月2日受付 |

※この図は各支援金の対象者をイメージしたもので、各々の対象については要綱等で確認下さい。

※道の特別支援金Aと道の特別支援金Bは併給可能です。

※国の一時支援金と道の特別支援金Aは併給できません。

※国の月次支援金と道の特別支援金Bは併給できません。